

《食品表示に関する監視指導》

旧食品衛生法に基づく許可を要する営業施設(令和6年度 食品、添加物等の年末一斉監視)

区 分	表示に関する 調査・監視指導 延べ施設数	表示基準違反 発見延べ施設数	食品表示法 違反件数 (衛生事項※)	その他の 表示違反件数
飲食店営業	44	1	1	0
菓子製造業	46	0	0	0
乳処理業	2	0	0	0
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0
乳製品製造業	4	0	0	0
集乳業	0	0	0	0
魚介類販売業	24	0	0	0
魚介類せり売り営業	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業	0	0	0	0
食品の冷凍又は冷蔵業	2	0	0	0
かん詰又はびん詰食品製造業	0	0	0	0
喫茶店営業	4	0	0	0
あん類製造業	2	0	0	0
アイスクリーム類製造業	0	0	0	0
食肉処理業	3	0	0	0
食肉販売業	1	0	0	0
食肉製品製造業	39	0	0	0
乳酸菌飲料製造業	2	0	0	0
食用油脂製造業	0	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0
みそ製造業	0	0	0	0
醤油製造業	2	0	0	0
ソース類製造業	1	0	0	0
酒類製造業	1	0	0	0
豆腐製造業	1	0	0	0
納豆製造業	0	0	0	0
めん類製造業	0	0	0	0
そうざい製造業	0	0	0	0
添加物(規格あり)製造業	16	0	0	0
食品の放射線照射業	1	0	0	0
清涼飲料水製造業	0	0	0	0
氷雪製造業	0	0	0	0
計	195	1	1	0

※「食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令 第5条第1項に定める項目(同条第2項に定める項目を除く)